

企業による農地取得の特例

(国家戦略特別区域法 第18条, 国家戦略特別区域法施行令第26条)

規制改革の内容

特例措置前

※農地法

農地を取得できる法人(企業)は、
農地所有適格法人に限定

特例措置

特区内の政令で指定する自治体※において、「農地所有適格法人以外の法人」について、一定要件を満たす場合に当該自治体を經由して農地の取得を認める(7年間の時限措置)

※兵庫県養父市(特区法施行令第26条)

効果

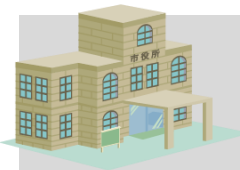
- ・農業の担い手の確保
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・農地の効率的な利用

規制改革の事例



○農地所有者

所有権移転



○兵庫県養父市

所有権移転

※不適正な利用の際は養父市に所有権を移転する契約を締結



○企業

長期的、安定的な農業経営



担い手不足、遊休農地の解消



6次産業化の促進